

墓地改葬許可申請について

■「改葬」とは

改葬とは、埋葬した死体を他の墓地に移し、または埋葬し、もしくは収蔵した焼骨を、他の墳墓または納骨堂に移すことです。改葬をするためには、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第5条第1項の規定により市町村長の許可を受けなければならないことになっています。

※改葬先(移転先)が決まってから申請をしてください。

※同一墓地内でお骨を移動する場合も、申請が必要です。

■「改葬」手続きの流れ

- 1 お骨を埋蔵してある墓地の所在地である自治体で、改葬許可申請をする。

— 申請書類の準備手順（吉田町の場合） —

- (1) 墓地管理者に「埋葬（納骨）証明書（添付書類①）」の記入を依頼する。
※吉田町のお寺又は墓地等に埋葬されていることを証明する書類です。
- (2) 改葬先(移転先)のお寺又は墓地管理者に改葬の許諾を受ける。
※改葬先が発行した「墓地使用許可証」や「改葬受入承諾証」等がある場合は、その写しを添付してください。
- (3) (1)の書類を参考に、「墓地改葬許可申請書」を記入する。
[記入の注意点]
 - ・該当者(死亡者)複数の場合は、別紙に記入してください。
 - ・申請人が墓地使用者と異なる場合は、使用者の承諾書を添付してください。
墓地使用者とは、墓地の権利を持っている方になります。
- (4) 申請書類一式を吉田町役場都市環境課へ提出する。

- 2 お骨を埋蔵してある墓地の所在地である自治体から「墓地改葬許可証」が交付される。

- 3 お骨の改葬を行う。

※お骨を取り出す際に、「墓地改葬許可証」を墓地等の管理者に 提示 してください。

※改葬先に遺骨を埋蔵する際に、「墓地改葬許可証」を墓地等の管理者に 提出 してください。

※「墓地改葬許可証」は交付を受けた日から5年間保管してください。保管方法については、改葬先とご相談ください。

問合せ先 吉田町役場 都市環境課 環境部門
住所 〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉8-7
電話 0548-33-2102